

審査基準

- 技能検定員資格者証の交付(審査により判断する場合以外の場合)(第99条の2第4項)

令和4年5月13日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第99条の2第4項
処分の概要	技能検定員資格者証の交付(審査により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第99条の2第4項(技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条(技能検定員審査の審査方法等)、第6条(技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条(技能検定員資格者証の交付等)
審査基準	技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり
標準処理期間	7日(行政庁の休日含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係